



厚生労働省

沖縄労働局

Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表
令和5年8月3日（木）

担当	労働基準部労災補償課
	課長 今野 貴守
	労災管理調整官 平得 敦司
	電話：098（868）3559

令和4年度「過労死等の労災補償状況（沖縄）」を公表します

～ 過労死等に関する労災保険給付の支給決定件数は12件 ～

沖縄労働局（局長 ^{にしかわ まさと}西川 昌登）は、県内の令和4年度「過労死等^{※1}」の労災補償状況」を取りまとめましたので、公表します。

また、沖縄労働局においては、過労死等の発生防止のため、関係部署が連携して次頁の取組みを行っております。

【ポイント】

■ 過労死等に関する請求件数 47件（前年度比＋14件）

■ 支給決定件数 12件（前年度比＋4件）うち死亡件数は3件（前年度比＋2件）

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数 14件（前年度比＋11件）【P3 表1－1】

支給決定件数^{※2} 2件（前年度比＋1件）うち死亡件数は0件【P3 表1－1】

2 精神障害の労災補償状況

請求件数 33件（前年度比＋3件）【P8 表2－1】

支給決定件数^{※2} 10件（前年度比＋3件）うち自殺件数は3件【P8 表2－1】

※1 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう」と定義されています。

※2 支給決定件数は、令和4年度中に「業務上」と認定した件数で、令和4年度以前に請求があったものを含みます。

<長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止対策>



過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対しては、監督指導等を実施します。

また、長時間労働の削減に向けた取組について、各労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」でご相談に応じます。

なお、12月5日に「過労死等防止対策推進シンポジウム（沖縄会場）」を開催する予定です。

(関係パンフレット等)

- ・長時間労働削減に向けた取組(厚生労働省 HP)

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html>

【照会先】

労働基準部監督課

電話：098（868）4303

<ストレスチェック制度、職場復帰支援について>



職場における定期健康診断に加え、平成27年12月から職場でメンタルヘルス不調となることを未然に防止するために、労働者自身への気づきを促す制度としてストレスチェック制度が施行され、その周知・支援を行っています。

個々人への対応と合わせて、職場環境の改善をも見込んだ制度となっています。

また、メンタルヘルス不調からの回復に伴った復職が円滑に行われるよう職場復帰支援制度についても情報提供をしています。

なお、労働者の健康確保や向上に取組む事業所として「うちなー健康経営宣言」の登録を推奨しています。

(関係リンク先)

- ・ストレスチェック制度関係（沖縄労働局 HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/eiseikankei/StressCheckSeido.html

- ・令和3年 職場における定期健康診断実施結果について（沖縄労働局 HP）

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docN1307A9CA91FD9fa30d5f9bb658ec9b683bd4dd18d37650348ac94607daf16231ea11c98bc90c>

- ・沖縄産業保健総合支援センター

<https://www.okinawas.johas.go.jp/>

- ・「うちなー健康経営宣言」（沖縄労働局 HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/eiseikankei/_120160_00430.html

【照会先】

労働基準部健康安全課

電話：098（868）4402

<パワハラ・セクハラなどの相談>



沖縄労働局及び県内労働基準監督署内総合労働相談コーナーにおいて、事業主・労働者からの職場におけるハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ、育児・介護ハラ）等に関する相談を受けております。

(関係リンク先)

- ・総合労働相談コーナー（沖縄労働局 HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/madoguchi_annai/sougou.html

- ・あかるい職場応援団（ハラスメント対策の総合情報サイト：厚生労働省）

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

【照会先】

雇用環境・均等室

電話：098（868）4380

表1－1 脳・心臓疾患の労災補償状況 (件)

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分						
脳・心臓疾患	請求件数	19 (17)	7 (1)	6 (0)	3 (1)	14 (7)
	決定件数 ^{注2}	17 (2)	12 (3)	6 (0)	2 (0)	6 (2)
	うち支給決定件数 ^{注3}	4 (1)	5 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)
	(認定率) ^{注4}	23.5% (50.0%)	41.7% (0.0%)	16.7% (—)	50.0% (—)	33.3% (0.0%)
うち死亡	請求件数	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (2)
	決定件数	2 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)
	うち支給決定件数	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	(認定率)	0.0% (—)	100.0% (—)	— (—)	100.0% (—)	0.0% (0.0%)

注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。

2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

5 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

図1－1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移

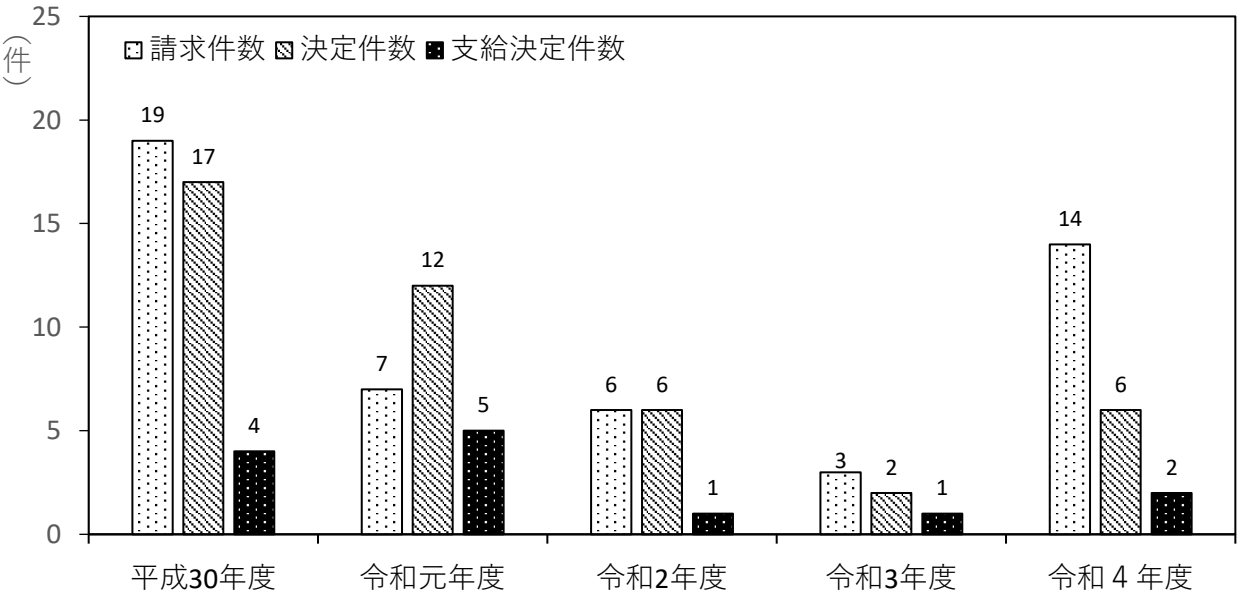


表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

(件)

業種(大分類) \ 年度	令和3年度			令和4年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
製造業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (1) 〈 1 (1) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
建設業	1 (0) 〈 1 (0) 〉	1 (0) 〈 1 (0) 〉	1 (0) 〈 1 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
運輸業、郵便業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
卸売業、小売業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	3 (2) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
金融業、保険業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
教育、学習支援業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
医療、福祉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	4 (2) 〈 1 (1) 〉	3 (1) 〈 1 (1) 〉	2 (0) 〈 0 (0) 〉
情報通信業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
宿泊業、飲食サービス業	1 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
その他の事業(上記以外の事業)	1 (1) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	3 (2) 〈 0 (0) 〉	1 (1) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
合 計	3 (1) 〈 1 (0) 〉	2 (0) 〈 1 (0) 〉	1 (0) 〈 1 (0) 〉	14 (7) 〈 2 (2) 〉	6 (2) 〈 1 (1) 〉	2 (0) 〈 0 (0) 〉

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

4 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

(件)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数 (件)

年度 年齢	令和3年度						令和4年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19 歳 以 下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20 ～ 29 歳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
30 ～ 39 歳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
40 ～ 49 歳	1 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
50 ～ 59 歳	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	1 (1)	3 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
60 歳 以 上	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
合 計	3 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	14 (7)	2 (2)	6 (2)	1 (1)	2 (0)	0 (0)

注 1 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-5 脳・心臓疾患の時間外労働時間別(1か月又は2～6か月における1か月平均)支給決定件数 (件)

年度 区分 評価期間	令和3年度						令和4年度					
	評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計		評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
45 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
160 時 間 以 上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
その他(短時間の過重 業務・異常な出来事)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)

注 1 「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月間の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
2 「評価期間2～6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月間ないし6か月間における1か月間平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 「評価期間1か月間」については100時間未満、「評価期間2～6か月間」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したものも含む。
・勤務時間の不規則性(拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務)、事業場外における移動を伴う業務(出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務)、心理的負荷を伴う業務、身体的負荷を伴う業務、作業環境(温度環境、騒音)

表1－6 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

(件)

区分 \ 年度	令和3年度				令和4年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
正 規 職 員 ・ 従 業 員	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
契 約 社 員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
派 遣 労 働 者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
そ の 他 (特 別 加 入 者 等)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	6 (2)	0 (0)	2 (0)	0 (0)

注 1 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

区分 \ 年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害	請求件数	25 (15)	12 (6)	21 (11)	30 (9)	33 (18)
	決定件数 ^{注2}	18 (12)	22 (12)	18 (10)	19 (9)	27 (10)
	うち支給決定件数 ^{注3}	7 (4)	9 (4)	8 (5)	7 (2)	10 (3)
	(認定率) ^{注4}	38.9% (33.3%)	40.9% (33.3%)	44.4% (50.0%)	36.8% (22.2%)	37.0% (30.0%)
うち自殺 ^{注5}	請求件数	4 (2)	3 (0)	2 (1)	3 (0)	2 (2)
	決定件数	2 (1)	4 (1)	2 (0)	1 (1)	3 (0)
	うち支給決定件数	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (0)
	(認定率)	50.0% (0.0%)	50.0% (0.0%)	100.0% (—)	0.0% (0.0%)	100.0% (—)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
- 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
- 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
- 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
- 5 自殺は、未遂を含む件数である。
- 6 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移

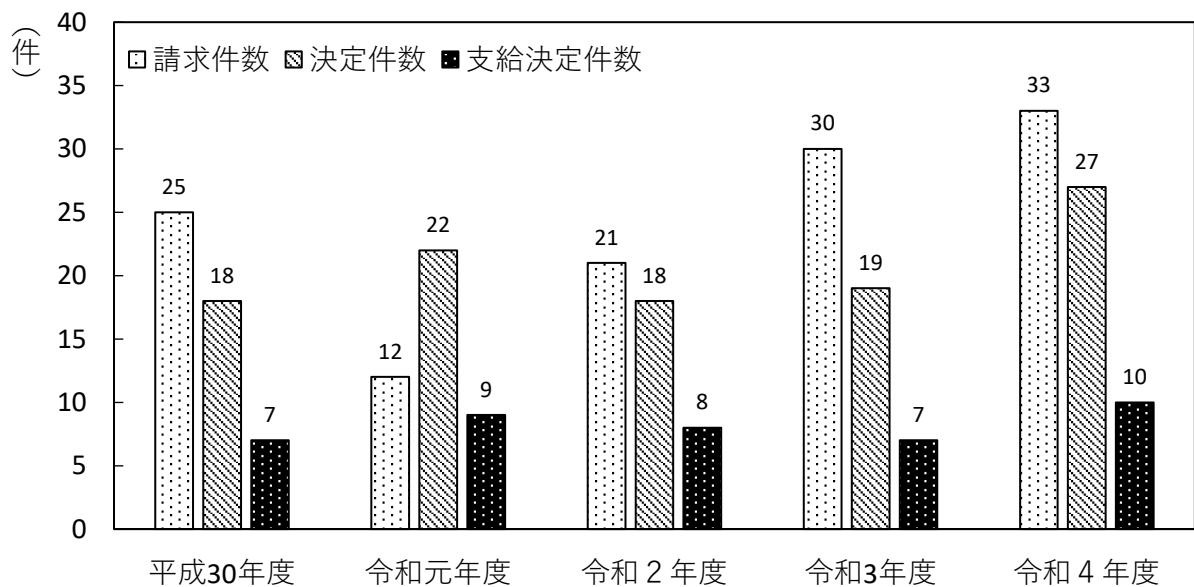


表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

(件)

業種(大分類)	令和3年度			令和4年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
製造業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (1) 〈 1 (1) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	2 (2) 〈 0 (0) 〉	2 (2) 〈 0 (0) 〉	2 (2) 〈 0 (0) 〉
建設業	2 (1) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	3 (1) 〈 1 (1) 〉	2 (1) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
運輸業、郵便業	0 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	3 (2) 〈 0 (0) 〉	1 (1) 〈 0 (0) 〉	1 (1) 〈 0 (0) 〉
卸売業、小売業	7 (2) 〈 0 (0) 〉	2 (2) 〈 0 (0) 〉	1 (1) 〈 0 (0) 〉	2 (1) 〈 0 (0) 〉	5 (1) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉
金融業、保険業	2 (1) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	2 (1) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
教育、学習支援業	2 (2) 〈 0 (0) 〉	1 (1) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (1) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
医療、福祉	7 (2) 〈 1 (0) 〉	6 (4) 〈 0 (0) 〉	2 (1) 〈 0 (0) 〉	11 (9) 〈 1 (1) 〉	8 (3) 〈 1 (0) 〉	3 (0) 〈 1 (0) 〉
情報通信業	1 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	1 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
宿泊業、飲食サービス業	5 (0) 〈 2 (0) 〉	3 (0) 〈 0 (0) 〉	2 (0) 〈 0 (0) 〉	5 (1) 〈 0 (0) 〉	5 (0) 〈 2 (0) 〉	3 (0) 〈 2 (0) 〉
その他の事業(上記以外の事業)	4 (1) 〈 0 (0) 〉	3 (1) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	4 (2) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉	0 (0) 〈 0 (0) 〉
合 計	30 (9) 〈 3 (0) 〉	19 (9) 〈 1 (1) 〉	7 (2) 〈 0 (0) 〉	33 (18) 〈 2 (2) 〉	27 (10) 〈 3 (0) 〉	10 (3) 〈 3 (0) 〉

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

4 〈 〉内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

(件)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 { }内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

(件)

年度 年齢	令和3年度						令和4年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
19 歳 以 下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20 ～ 29 歳	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	7 (5)	1 (1)	3 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
30 ～ 39 歳	4 (1)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	5 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
40 ～ 49 歳	17 (5)	2 (0)	9 (5)	1 (1)	3 (1)	0 (0)	9 (3)	0 (0)	12 (4)	1 (0)	4 (1)	1 (0)
50 ～ 59 歳	7 (2)	1 (0)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (5)	1 (1)	6 (1)	1 (0)	3 (1)	1 (0)
60 歳 以 上	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	30 (9)	3 (0)	19 (9)	1 (1)	7 (2)	0 (0)	33 (18)	2 (2)	27 (10)	3 (0)	10 (3)	3 (0)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-5 精神障害の時間外労働時間別(1か月平均)支給決定件数 (件)

年度 区分	令和3年度		令和4年度	
		うち自殺		うち自殺
20 時 間 未 満	2 (1)	0 (0)	3 (2)	1 (0)
20 時間以上～ 40 時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
40 時間以上～ 60 時間未満	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
60 時間以上～ 80 時間未満	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)
80 時間以上～ 100 時間未満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
100 時間以上～ 120 時間未満	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
120 時間以上～ 140 時間未満	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
140 時間以上～ 160 時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
160 時 間 以 上	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
そ の 他	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
合 計	7 (2)	0 (0)	10 (3)	3 (0)

注 1 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。

2 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

3 自殺は、未遂を含む件数である。

4 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-6 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数

年度 区分	令和3年度				令和4年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
正 規 職 員 ・ 従 業 員	15 (8)	1 (1)	7 (2)	0 (0)	23 (7)	3 (0)	10 (3)	3 (0)
契 約 社 員	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
派 遣 労 働 者	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
そ の 他 (特 別 加 入 者 等)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	19 (9)	1 (1)	7 (2)	0 (0)	27 (10)	3 (0)	10 (3)	3 (0)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

表2－7

精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

(件)

出来事の類型	具体的な出来事 注1	令和3年度				令和4年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	業務に関連し、違法行為を強要された	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成困難なノルマが課された	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ノルマが達成できなかった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	顧客や取引先からクレームを受けた	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司が不在になることにより、その代行を任された	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	3 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3 仕事の量・質	2週間以上にわたって連続勤務を行った	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	勤務形態に変化があった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	仕事のペース、活動の変化があった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	配置転換があった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転勤をした	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	自分の昇格・昇進があった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	部下が減った	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	早期退職制度の対象となった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	非正規社員である自分の契約満了が迫った	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた 注2	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	1 (0)	3 (1)	1 (0)
6 対人関係	同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた 注3	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司とのトラブルがあった	4 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	8 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	同僚とのトラブルがあった	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	部下とのトラブルがあった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	理解してくれていた人の異動があった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司が替わった	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
8 特別な出来事 注4		1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
9 その他 注5		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計		19 (9)	1 (1)	7 (2)	0 (0)	27 (10)	3 (0)	10 (3)	3 (0)

注

1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による(令和2年8月21日付け基発0821第4号による 改正後のもの)。

2 「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」は、令和2年5月29日付け基発0529第1号により新規に追加された項目である。

3 「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」は、令和2年5月29日付け基発0529第1号により修正された項目で、令和2年度においては改正前の認定基準における具体的な出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」で評価した件数も含むものである。

4 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

5 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

6 自殺は、未遂を含む件数である。

7 ()内は女性の件数で、内数である。